

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

第1条 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
県営住宅等の名称	所在地	県営住宅等の名称	所在地
[略]		[略]	
県営北野アパート	<u>奥州市水沢区真城</u>	県営北野アパート	<u>奥州市水沢真城</u>
県営内匠田アパート	<u>奥州市水沢区字内匠田</u>	県営内匠田アパート	<u>奥州市水沢字内匠田</u>
県営常盤アパート	<u>奥州市水沢区佐倉河</u>	県営常盤アパート	<u>奥州市水沢佐倉河</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

第2条 県営住宅等条例の一部を次のように改正する。

別表県営豊間根アパートの項の前に次のように加える。

県営本町アパート	上閉伊郡大槌町本町
----------	-----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。